

浦添市議会委員会条例の一部を改正する条例

浦添市議会委員会条例（昭和47年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議長は常任委員を辞退することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。